

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳再交付決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項及び法施行令10条1項の規定に基づいて、令和3年2月26日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）再交付決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、請求人の身体障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を「2級」と認定した部分を不服として、これを取り消すことを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張し、その取消しを求めているものと解される。

本件診断書の「原因となった疾患・外傷名」欄に記載の「脊髄性筋萎縮症」とは、筋萎縮と進行性の筋力低下を特徴とし、体幹、四肢の近位部優位の筋力低下、筋萎縮を示すものとされる。本件診断書においても、同疾患によって、徐々に下肢近位や上肢についても筋力低下が進んだ旨記載されており、請求人には体幹だけでなく四肢にも障害があることは明らかである。上肢や下肢の機能障害についても考慮されるべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年9月30日	諮問
令和3年12月21日	審議（第62回第4部会）
令和4年1月25日	審議（第63回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、身体に障害のある者は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えて、その居住地の知事に対して手帳の交付を申請することができることと定め、同条3項は、1項に規定する医師が、その身体に障害のある者に診断書を交付するときは、その者の障害が別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見書をつけなければならないとする。

そして、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者（再交付申請者を含む。）の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びにこれに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則を制定し、さらに

同規則 5 条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成 12 年 3 月 31 日付 11 福心福調第 1468 号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準 8 条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。別紙 2 参照）、手帳の交付申請（再交付申請を含む。）に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法 15 条 1 項及び法施行令 10 条 1 項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。なお、診断書に記載された医師の意見（法 15 条 3 項の意見）は、診断を行った医師の意見として尊重されるべきものではあるが、最終的には処分庁が当該意見を踏まえつつ、診断書の記載内容全般を基に、客観的に判断を行うべきものである。

- (3) 法施行令 6 条 1 項は、法 15 条 4 項の規定により手帳を交付する場合に、知事は、その障害程度に変化が生じることが予想される等必要があると認められるときは、手帳の交付とともに、児童福祉法 19 条 1 項の規定による保健所長の診査を受けるべき旨を、申請者に対して文書で通知しなければならないとする。法施行令 7 条は、当該診査を行った保健所長は、診査により、手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときは、その旨をその者の居住地の知事に通知しなければならないとし、さらに、法施行令 10 条 3 項は、知事は、当該通知によりその者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときは、先に交付した手帳と引換えに、その者に対し新たな手帳を交付することができるとする。
- (4) ところで、法施行令 10 条 1 項の規定により、手帳の交付を受けた時に比較して、その障害程度に重大な変化が生じ、又は手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のい

ずれかに該当するものを有するに至った者は、知事に対し、手帳の再交付の申請をすることができるが、その場合の申請には、法15条1項及び3項に規定する診断書及び意見書を添付すべきことが定められており（法施行規則7条1項、2条1項）、処分庁がこの再交付申請に対する判断を行う際にも、上記(2)に述べたところは、そのまま当てはまるものである。

また、本件のように、法施行令10条3項の規定による手帳の再交付の場合も、その障害程度に重大な変化が生じたと認める知事の認定においては、やはり同様の診断書及び意見書に基づく判断を行うべきものと考えられる。このことからすると、法施行令10条3項の規定による場合における手帳の再交付に係る障害程度の再認定について、処分庁が判断を行うに当たっては、保健所長（本件では、〇〇保健所長）からの法施行令7条による通知及び上記の診断書及び意見書の内容を基に、これを総合的に考慮して行われるべきものであると解される。

2 本件処分の検討

- (1) 等級表解説によれば、「体幹とは、頸部、胸部、腹部及び腰部を含み、その機能にはそれら各部の運動以外に体位の保持も重要である。体幹の不自由をきたすには、四肢体幹の麻痺、運動失調、変形等による運動機能障害である。これらの多くのものはその障害が単に体幹のみならず四肢にも及ぶものが多い」とされ（別紙2・第3・2・(3)）、「下肢と体幹の障害が重複している場合、総合等級の判定に当たっては、原則として各々の指数を合算せず、歩行能力、起立位や座位の保持能力の程度を踏まえて、下肢又は体幹のいずれか一方の障害として認定することとする。」とされている（別紙2・第3・3・(1)・ケ）。

これを本件についてみると、本件診断書によれば、「障害名」欄には「四肢体幹機能障害」（別紙1・I・①）、「原因となった疾病・外傷名」欄には「脊髄性筋萎縮症」（別紙1・I・②）と記載

されているが、「総合所見」欄には「あぐら坐位保持、寝返りでの移動はゆっくりと可能だが、立位姿勢は不可。移動は電動車いすを利用している」（別紙1・I・⑤）との下肢の機能が一定程度保たれていることをうかがわせる記載はなされているが、上肢機能についての記載は認められない。また、関節可動域（ROM）や筋力テスト（MMT）の評価欄がすべて空白とされていることが認められる（別紙1・III）。

そうとすると、本件障害が体幹のみならず四肢にも及ぶものであったとしても、処分庁において、その程度を具体的に認定することが困難であったと認めるのが相当であるから、等級表解説による等級認定に際し、「体幹」の機能障害として認定したことに不合理な点はないというべきである。

- (2) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件障害が該当する可能性がある体幹機能障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由
	体 幹 機 能 障 害
1 級	体幹の機能障害によって坐っていることができないもの
2 級	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
3 級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
5 級	体幹の機能の著しい障害

そして、等級表解説は、肢体不自由の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2のとおり規定している。

ただし、等級表解説においてあげた具体例の数値は、機能障害の一面を表したものであるもので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならないとしている。

- (3) 以上を前提に、本件障害の程度について以下検討する。

本件診断書の記載によると、「歩行能力及び起立位の状況」では、「歩行能力（補装具なしで）不能」、「起立位保持（補装具なしで）不能」とあること（以上、別紙1・Ⅱ・三）、また「動作・活動」の評価では、「座位又は臥位より立ち上がる」、「家の中の移動」、「二階まで階段を上って下りる」、「屋外を移動する」、「公共の乗物を利用する」は「×」（全介助又は不能）であるとされている（以上、別紙1・Ⅱ・二）。

その一方で、「寝返りをする」、「座る（足を投げ出して）」、「座る（正座、あぐら、横座り）」、「いすに腰掛ける」は「○」（自立）と記載されていること（以上、別紙1・Ⅱ・二）、そして、「総合所見」欄には「あぐら座位保持、寝返りでの移動はゆっくりと可能だが、立位姿勢は不可」と記載されている（別紙1・Ⅰ・⑤）。

以上によれば、請求人の体幹機能障害の程度については、認定基準及び等級表解説に照らすと、「坐っていることのできないもの」（1級）に至っているとまで認めるのは難しく、「座位又は起立位を保つことが困難なもの」及び「立ち上がることが困難なもの」（2級）として障害等級2級と認定するのが相当である。

(4) そして、本件診断書の法15条3項の意見は、体幹2級であり、処分庁は、本件障害について東京都心身障害者福祉センター内部に設置した身体障害者手帳認定審査会に審査を求めたところ、「体幹2級」との判定結果を受けたことが認められる。

(5) 以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は、「先天性、脊髄性筋萎縮症による 体幹機能障害【起立困難】（2級）」として、「総合等級2級」と認定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、本件処分の違法性又は不当性を主張し、また、令和3年7月24日付けの反論書において、関節可動域（ROM）や筋力テスト（MMT）の評価欄がすべて空白とされていても、本

件診断書の「二 動作・活動」欄の判定内容のほとんどが「×」（全介助又は不能）と判定されており、本件診断書の「脊髄性筋萎縮症」という疾患の特徴からみても、上下肢に障害があることは明らかであるなど、本件処分は、総合的判断がなされていないなどと論難する。

しかし、上記 1・(4)のとおり、障害等級の認定に係る総合判断は、提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書（上記 2・(1)参照）によれば、請求人の障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、総合等級 2 級と認定することが相当であることは上記 2 のとおりである。

したがって、請求人の上記主張は、いずれも本件処分の違法性又は不当性を求める理由にはならない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙 1 及び別紙 2（略）